

し尿収集業務実施要綱

石川地方生活環境施設組合

令和7年4月1日作成

はじめに

1 内容の確認

し尿処理業務実施要綱は石川地方生活環境施設組合と依頼元である各企業様及び団体様並びに各構成町村所管向けであり、本業務遂行のための重要事項が記載されておりますので、内容をご確認ください。

2 し尿処理実施要綱配布先

- (1) 建設関係
- (2) 各構成町村所管関係
- (3) レンタル会社関係
- (4) 古殿清掃舎

3 保管

発行しましたし尿収集実施要綱は、改正の通知がない限り再発行はいたしませんので大切に保管してくださいますようお願いいたします。

4 ご質問

不明点及び疑問点等がございましたら、ご遠慮なく当組合へお問い合わせください。

(連絡先 石川地方生活環境施設組合 電話：0247-26-2784)

(趣旨)

第1条 「し尿収集業務実施要綱」(以下「要綱」という。)は、し尿汲取り(以下「し尿収集」という。)に係る必要事項を定めることにより、収集業務の適正且つ円滑な遂行を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱におけるし尿とは、汲取り式の便所から排出されるし尿であり、浄化槽による処理又は直接下水道へ放流していないものをいう。

(し尿収集の申し込み)

第3条 し尿収集を申し込む者(以下「依頼者」という。)は、当該収集を希望する日の7日前までに、窓口、電話又はファクシミリにより石川地方生活環境施設組合(以下「施設組合」という。)へ次に掲げる事項について申込みをする。

- (1) 依頼者の住所及び氏名
- (2) 担当者名、電話番号及び現場名
- (3) 収集希望日
- (4) し尿収集場所地図(仮設)
※航空地図などではなく、明確なもの(手書き地図可)

(し尿収集)

第4条 前条の申込み受理した施設組合は、依頼のあった日から起算して7日以内を目途に希望日に収集を行うものとする。

(仮設トイレの取扱い)

第5条 仮設トイレのし尿収集の場合は、依頼者は原則現場立会いをする。ただし、現場立会いが不可能な場合は、依頼者の仮設トイレと認識できる表示及び汲取り日時、業者名、工事名(現場名)を標記する。

表記例	①管理会社「〇〇株式会社」②工事名「〇〇工事」
	③汲取り日時「令和〇年〇月〇日〇〇時」 予定

- 2 前項の規定による立会いまたは仮設トイレの標記がない場合は、誤認防止の観点からし尿収集業務を行わない。その場合、依頼者は再度施設組合へ汲取り依頼をする。
- 3 依頼者は、仮設トイレの汲取り時間の立会いに遅延が生じる場合は、事前に施設組合に連絡をしなければならない。

(申込みの変更及び取消し)

第6条 依頼者は、希望したし尿収集日を変更する場合には、希望日の前日までに施設組合へ電話等にて変更手続きをしなければならない。

(し尿汲取り手数料)

第7条 石川地方生活環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年条例第1号)第7条の規定による。

区分	手数料
し尿等汲取手数料	基本料金180リットルまでは1,640円とし、18リットルまたはその端数を増すごとに160円を加算する。

(支払方法)

第8条 し尿汲取り料金は、次の各号のいずれかの方法で支払うものとする。

- (1) 汲取り終了後に現金一括払い。仮設トイレの場合は立会い確認後に現金一括払い。
- (2) 施設組合が指定する金融機関の口座へ振込払い。
※振込の際は事前に施設組合へ連絡のこと。
- (3) 下記いずれかの窓口において納入通知書による支払い。
 - ・各町村会計窓口
 - ・施設組合窓口
- (4) 下記金融機関全支店において納入通知書による支払い。
 - ・須賀川信用金庫
 - ・東邦銀行
 - ・福島銀行
 - ・大東銀行
 - ・白河信用金庫
 - ・東北労働金庫
 - ・夢みなみ農業協同組合

(反社会的勢力の排除)

第9条 依頼者は、その役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会勢力とは関係を持たないことを確約すること。

- 2 施設組合は、依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく申込を取り消すことができる。
 - (1) 依頼者が反社会的勢力である場合
 - (2) 依頼者が反社会勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(災害時における対応)

第10条 施設組合は、地震、台風等の災害及びこれらの予報が深刻な場合に限り、施設組合の判断により、し尿収集を一時的に停止することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。